

# クリスタルナハトとホロコースト

## ——過去のイメージと歴史の研究——

山本 達夫

東亜大学 総合人間・文化学部 比較文化学研究室

E-mail: yamamoto@po.cc.toua-u.ac.jp

### 1. はじめに：クリスタルナハト

1938年11月9日から10日にかけての夜、ドイツ全土で大規模な反ユダヤ暴動が起こった。この夜、同年3月に合邦されたオーストリアを含む第三帝国全体で、7500軒にのぼるユダヤ人経営の商店や企業、171のジナゴーク（ユダヤ教礼拝堂）および一般住宅が、破壊・略奪されたり、焼き払われたりした。また2万6000人のユダヤ人が強制収容所へ連行され、91人ものユダヤ人が殺害された。

ライヒスクリスタルナハト（帝国水晶の夜）Reichskristallnacht と呼ばれるこの狼藉は、実際にはその前後数日の日中にも散発的に繰り返されたので、必ずしも「夜」には限定されないのであるが、クリスタルナハトという言葉が、この事件を総称するものとして一般に使われている。ナチ突撃隊員や一般黨員らによって粉々に打ち壊されて街路上に散らばるショーウインドウの破片が、街灯の明かりにきらきらと水晶のように反射していたという。もともとクリスタルナハトというのは、この夜に繰り広げられた蛮行の真の姿を隠蔽するために、ベルリンのドイツ人たちの間で使われはじめた隠語であるといわれている。<sup>(1)</sup>

19世紀初頭の「ユダヤ人解放」以来、経済（とくに商業）の分野に活路を見出し、先進的な競争原理と経済合理主義によってドイツ社会で着実に地歩を固め、「ユダヤ教徒ドイツ市民」として誇りをもって生きてきた彼らの希望

を最終的に打ち砕いたのが、この「水晶の夜」であった。深夜、ベッドから凍てつく路上に放り出され、強制収容所に連行されたユダヤ人たちは、周囲のドイツ人の冷淡さとドイツ社会の理不尽さを身に沁みて感じたことだろう、「もう祖国ドイツには住めない」と。財産を没収され、生活の糧を失った彼らは、その後ドイツ社会から隔離され、運良く国外移住できるのでなければ、数年後に東方に強制移送されるまで、ユダヤ教団の相互扶助福祉活動に頼って露命をつなぐほかなかった。事件の直後から、自殺者も急増する。

第三帝国のユダヤ人政策というと、多くの人はホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）をイメージする。しかし、こうしたイメージ形成の回路がどのような問題をはらんでいるのかを意識する人は少ない。自らが生まれ育った社会と経済生活から排除されて孤立無援の絶望状況におかれ、死を選択するほかなかったユダヤ人の死と、絶滅収容所のガス室における死との間に、本質的な違いはあったのか。こうした点もふまえながら、本稿では、クリスタルナハトとホロコーストをめぐって、過去についてのイメージ（形成）と歴史研究との関係について考えてみたい。

### 2. クリスタルナハトとホロコースト

20世紀の西欧「文明国」では考えられ得ない蛮行であったクリスタルナハトは、ドイツにおけるユダヤ人社会の歴史に終止符を打つ出来

事でもあった。この事件の直後（11月12日）、第三帝国指導部は「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」<sup>(2)</sup>を布告し、これによって、ユダヤ経営は、暴動による被害を被らなかったものも含め、警察によって一斉に閉鎖された。また、翌12月3日には「ユダヤ人財産の活用に関する政令」<sup>(3)</sup>が出され、ユダヤ人財産のドイツ人への移譲と活用、いわゆる「アーリア化 Arisierung」の動きが拡大・加速されることになった。さらに、暴動で荒らされた街路景観修復のための課徴金や、事件の発端となったとされる、一ユダヤ人青年によるドイツ大使館員の暗殺に対する莫大な賠償金も、ドイツのユダヤ人社会全体に課せられた。こうした意味で、クリスタルナハトは、「経済の脱ユダヤ化」と呼ばれる経済活動からのユダヤ人の排除過程の頂点を画する象徴的な出来事でもあったのである。

「第三帝国における経済からのユダヤ人の排除」というテーマに初めて本格的に取り組んだH・ゲンシェルは、その著書の中で次のように述べている：「なるほど『ユダヤ人問題の最終解決』〔ホロコースト〕は、疑いもなく第三帝国におけるユダヤ人迫害の最も重要な部分である、しかし『最終解決』は、イデオロギー的にも実際的にもますます『トータル』になっていく戦争という例外状況の中で起こったのであり……独ソ戦がなければ、あのような形で遂行されることはなかったであろう。これに対して、我われが問題とするのは、社会生活の重要な部分からの一定の住民集団の強制的、暴力的排除である。この排除は、平和時に、しかも大部分が衆人環視の中で公然と行なわれたのである。ゆえにこれは、まだ比較的文明の灯りの見えていた『普通の』状況下で用いられたナチの政策の進め方を理解するためには、『最終解決』よりも有益なのである。」<sup>(4)</sup>

ゲンシェルが指摘する「最終解決の起源」と独ソ戦との関係や、「普通の人びと」が演じた役割などは、最近の研究においても、新たな文脈の中であらためてその意味が問われているテーマである。ここでは、独ソ戦と絶滅政策決

定過程の具体的な分析をする余裕はないが、「まだ比較的文明の灯りの見えていた『普通の』状況下」ということばを手がかりとして、クリスタルナハトとホロコーストを考えてみよう。

### 3. ホロコーストと行為者 Täter

戦時中においても、約3人に1人のドイツ人は、ユダヤ人絶滅が政策として存在し、これが組織的に遂行されているという情報とはいわないまでも、少なくともユダヤ人が大量に殺害されているという情報は得ていたといわれている。<sup>(5)</sup>むろんこの場合、「情報」と「噂」の境界はかなり曖昧であった。実際の殺害行為に荷担した「行為者（犯人）Täter」は全体のごく一部であり、また「犯行現場」のほとんどは、ドイツを遠く離れたポーランド東部やソ連領内であった。そのため、多くの普通のドイツ人の意識の中では、ユダヤ人の大量虐殺は、いわば自らの関知しないところで、自分とは関係のない他人によって、勝手に行なわれていたのである。

それでは、現実には起こったホロコーストの責任を負うのは誰なのか。これまで、ナチ党幹部や親衛隊関係者、さらには国防軍将兵、続いて銀行やコンツェルンなどが挙げられてきている。けれども、実際に殺害行為に手を染めた下手人たちは「サディスト」もしくは「野蛮人」か、そうでなければ、戦争という「例外状況」の中で命令に従っただけの「ナチ独裁体制の犠牲者」だとされる。他方、専門歴史研究の側からは、第三帝国の支配構造分析の延長線上で、「所轄官庁の混沌状態 Ämterchaos」が生み出す際限のない「累積的過激化 kumulative Radikalisierung」という概念が提唱され、政策の一般的な過激化の過程において次第に絶滅政策が姿を現わしたのだ、という説明がなされている。<sup>(6)</sup>だが、そもそもなぜ混沌状態から、あのような形での絶滅政策が生じたのか、という肝心の点は不透明なままである。<sup>(7)</sup>つまり、これらの議論においては、「普通の」ドイツ人は、視野に入っていないか、あるいは入ってい

たとしても、ナチ独裁体制という巨大な機構の中であって、意志を持たない歯車であるかのように描かれているのである。ホロコーストは「近代の病理の歴史 Krankengeschichte der Moderne」の産物であったという議論<sup>(8)</sup>なども、こうした部類に入ろう。

### 3.1 ゴールドハーゲン論争

アメリカ人政治学者D・ゴールドハーゲンが、1996年に出版され、大いに話題になったその著書『ヒトラーの意に喜んで従った死刑執行人——ごく普通のドイツ人とホロコースト——』<sup>(9)</sup>において、意識的に批判の矛先を向けたのは、こうした状況・雰囲気であった。彼は、殺人機構を総体として叙述するだけでは全くもって不十分であり、この鈍重な機構に命を吹き込んだ男女、意識的にユダヤ人の殺害に関与した男女こそが、ホロコーストの学問的分析の中心に据えられなければならない、と主張した。こうした男女を、ゴールドハーゲンは一般的に「ドイツ人」と呼び表わしたのであるが、彼の見るところ、ドイツ人の反ユダヤ的なもの見方こそが、ホロコースト遂行の中心的な原動力なのであった。ゴールドハーゲンによれば、第三帝国時代のドイツ人は、国家指導部はもとより、一般市民にいたるまで、彼らの社会に広く行き渡っていた確固とした世界像、すなわち「抹殺志向の反ユダヤ主義 eliminato-rischer Antisemitismus」が骨の髄まで染み込んでおり、ホロコーストに対する心構えができていたために、本のタイトルのような人間になったのだという。そうした上で、ゴールドハーゲンは次のように推測した。すなわち、当時のドイツは、ホロコーストの共同正犯たちで満ち満ちており、実際に手は下さなかった他の何百万のドイツ人にしても、相応の立場に身を置くことになったとすれば、殺人者たちと異なった行動はしなかつただろう、と。<sup>(10)</sup>

ゴールドハーゲンの本とそのテーゼは、ドイツでも「ゴールドハーゲン現象」といわれるほどの注目を集めた。一部で「自信に満ちた国民」の国粹主義的な憤激の嵐が巻き起こったの

は当然だとしても、特徴的なのは、アカデミックな歴史学界からも総攻撃を受けたことである。著名な現代史家たちは、こぞって彼の本の歴史叙述上の欠陥（例えば史料の扱い方が恣意的で、単一原因論的過ぎるなど）を指摘したか、あるいは、そもそも議論にも値しない「水準以下の研究」として完全に無視したのだった。<sup>(11)</sup>

そうした中、出版市場では、彼の本は大部の専門書とは思えないほどの売れ行きを示し、普通のドイツ人たちは、ゴールドハーゲンを歓迎したのである。象徴的な場面がある。ベルリンで開かれたあるパネルディスカッションの席上、先の「累積的過激化」のテーゼで有名なボーフム大学のH・モムゼンが、犯罪者たちは「ほとんど何の考えもなしに自分たちの任務」にあたっていた、との自説を披瀝したのに対し、ゴールドハーゲンは聴衆にこう問いかけた。「この会場におられる皆さんの中で、モムゼン教授のほかに、犯罪者たちが、自分たちは何をしているのか、またなぜそれをしているのか知らなかったと考えておられる方はいらっしゃるでしょうか。」聴衆はゴールドハーゲンに嵐のような喝采を送ったという。<sup>(12)</sup>

会場を埋め尽くした現在の普通のドイツ人たちには、いくぶん権威主義的なところのあるドイツのプロフェッサーが、ユーモアたっぷりの新進気鋭のこのアメリカ人青年にやり込められる様子を痛快に思ったのだろうか。それとも「構造が人を殺すなどということはない」という、わかりきった道理に賛同しただけなのだろうか。私は、問題はもっと別のところにあるのではないか、と考えている。

### 3.2 ゴールドハーゲンの<sup>かんせい</sup>陥穽

ベルリンでの討論会に同じパネリストの一人として参加していたベルリン自由大学教授W・ヴィッパーマンは、「自信に満ちた国民」の「次第に高まる大合唱」が少なくとも一時的に沈静したことは、ゴールドハーゲンのおかげであり、その意味で、彼は「この国の政治文化に貢献」したのである、とゴールドハーゲンの問

題提起を肯定的に評価している。<sup>(13)</sup> たしかに、ヴィッパーマンの指摘する通り、ゴールドハーゲン論争の10年前に起こった「歴史家論争」をきっかけに、ナチの犯罪を（他の犯罪を引き合いに出すことによって）相殺・相対化し、第三帝国の過去を「歴史化」し、それによってドイツ国民の自負心や誇りを取り戻そうとする勢力は、優位に立っていた。彼らが、ゴールドハーゲンの本によって「頭から冷や水を浴びせられた」と感じたことは確かであろう。<sup>(14)</sup>

だが私は、ゴールドハーゲンはその特異な叙述方法によって、犯罪の行為者を、非日常的な世界に棲む異質な人間に仕立て上げるという陥穽に落ち込んでしまったのではないかと考えている。先にみたように、彼が「ドイツ人は意志を持たない機械の歯車として、いわば自動機械のように行為したのだ、という見解にキッパリと反対する」<sup>(15)</sup> 以上、ゴールドハーゲンにとっては、行為者とその意志のみが説明の全てであり、頼みの綱になってしまった。しかもこの行為者というのは、自らの確信と道德観念に従い、自分の意志で進んでユダヤ人の残虐な迫害と殺害を行なう種類の人間なのである。「行為者たちの常軌を逸した生活状況と、彼らに自らの感情を押し殺すよう強いたに違いない強力な動機」<sup>(16)</sup> を見出すために、ゴールドハーゲンが向かったのは、凄惨な殺戮現場であった。叙述にあたって、ゴールドハーゲンは「病院のように清潔な描写」や、殺害について単なる報告をする「防腐剤の効いた叙述」を意図的に排したという。<sup>(17)</sup> というのも、彼にとっては、行為の残虐性の甚だしさこそが、行為者の動機の絶対性の証だからだ。このことは、「なぜ殺したのか」以上に、「どのように殺したのか」が重視される<sup>(18)</sup> 理由でもある。こうして、彼が推奨するところの行為の密なる叙述 *dichte Beschreibung*<sup>(19)</sup> によって、ゴールドハーゲンは、いわば意志のない「機械の歯車」の代わりに、「機械（現実社会）のない歯車」を作り上げてしまったのではないだろうか。だが、栗原が正しく指摘しているように、「実行者の研究は……国家と個人の緊張関係のなかから初めて

十分な理解が可能になる」<sup>(20)</sup> ののである。

自らのテーゼの正当性・有効性の少なからぬ部分が、殺害現場・行為の残虐な描写の技巧に依拠するという落とし穴に落ちたゴールドハーゲンは、いきおい、「戦慄すべき殺害行為を感情移入して克明に描写するにあたって、読者に何とか感情的な効果を呼び起こそうとして、実際の情景に虚構の情景も加えて描写することに、何のためらいも持た」<sup>(21)</sup> たなくなったのである。力んだ叙述方法、事実と虚構の混同という点で、彼が大方の専門史家の批判を仰ぐことになったのも、このためである。

だが、それ以上に重要なことがある。それは、ゴールドハーゲン流の叙述の仕方では、行為者の異常性も必要以上に強調されてしまうということだ。この点について、ゴールドハーゲンは予防線を張っているように思う。「序文」の中で、「全く異なる文化に遭遇し、場合によっては『健全な人間の悟性 *gesunder Menschenverstand*』に基づく自身の見解にそぐわないのみか、これと対立するような説明に行き当たるかもしれないことを覚悟」<sup>(22)</sup> しておくよう、あらかじめ読者に頼んでいるからだ。さらに、「行為者たちの世界観を真摯に受け止め……我われ自身も頭の中で、行為者たちの立場に身を置き、彼らと同じように行動し、彼らの行動の跡をたどり、彼らの目でものを見る必要がある」とも述べている。<sup>(23)</sup> そのようにすれば、「文化人類学者の批判的まなざしをもって、これまで未知だったものを発見できる」<sup>(24)</sup> というのだ。

しかし、ゴールドハーゲンの懇願にもかかわらず、彼のアプローチ・叙述方法ゆえに、ホロコーストと行為者たちは、現在の普通のドイツ人にとっては「文化人類学」の対象物になってしまったのではないか。ゴールドハーゲンが「過去のドイツ人」と東部戦線における凄惨な彼らの生活世界を「非日常」的なものとして語れば語るほど、その語り口は、戦後民主主義の「日常」に暮らす「現在のドイツ人」には、心地よく響く。なぜなら、ゴールドハーゲンのおかげで、ホロコーストは「常軌を逸した過去の

ドイツ人」の仕業以外の何ものでもない」と断定され、現在の普通のドイツ人にとって、それは地理的、時間的のみならず心理的にも、遠い別世界の出来事のように感じられるからである。ベルリンのユダヤ教団のホールを埋め尽くした普通のドイツ人たちが、いわば傍観者 *Zuschauer* のように、ゴールドハーゲンに手放しの喝采を送った隠れた理由は、そこにあったのではないだろうか。

ゴールドハーゲンには、その後ほどなくして「民主主義賞」が贈られたという。だが長い目で見た場合、「ゴールドハーゲン・ブーム」の一幕が、真の民主主義の確立に本当に寄与したのか、それとも、むしろそれを阻害するように働くのか、わからないのである。

#### 4. アーリア化と傍観者 *Zuschauer*

話を、東部戦線における「非日常」的な殺戮現場から、ドイツ国内の「日常」にもどそう。クリスタルナハトの後、いまや公生活、経済活動からも排除されていたユダヤ人たちは、いわばドイツという巨大なゲットーの中で生きることを余儀なくされた。そのころも、まだ国外移住は細々と行なわれてはいたが、出国時に課せられる「国家逃亡税」の額からいっても、移住はすでにほとんど非現実的になっていた。他方、受け入れ国側も法外な「見せ金」を要求し、貧しいユダヤ人の入国を拒んだ。<sup>(25)</sup>しかし、この国外脱出の途も、1939年9月に第二次大戦が勃発すると、完全に閉ざされてしまう。そして2年後の1941年秋、ドイツ本国からの最初の移送列車が、ポーランドに向かって出発した。

同じ頃「国家公民法第一一政令」が布告される。この政令では、「本政令の発効時点で通常の居住地が外国にあるユダヤ人は……ドイツ国籍を喪失する」とされ、「ドイツ国籍を喪失したユダヤ人の財産は、国籍の喪失をもって国家に帰属する」と定められた。<sup>(26)</sup>ユダヤ人がいなくなったあと、彼らの動産や不動産は公の競売にかけられ、かつての隣人であるドイツ人たちが

が争って競り落としていった。衣服などには持ち主の名前が縫い込まれているものもあったという。「隣人たちは知っていた。この下着が、強制移送された人たちのタンスの中から出てきたものだったということ。その家族たちが仕返しをしに帰ってくることは二度とないであろうということ。だが、所轄の税務署がその執行吏を競売人に任命していたら、それ以上のことはとやかく言われなかったのである。」<sup>(27)</sup>

ホロコーストが、戦争という「例外状況」における出来事であったとすれば、「経済の脱ユダヤ化」、とくにこれと並行して行なわれたアーリア化は、「通常」の事務手続き・役所仕事であった。もちろん、ナチ体制下で弱い立場に置かれていたユダヤ人が、脅迫や暴力によって財産を強奪されることも少なくなかった。だが一般には、「ナチたちは、ユダヤ人に対する措置を講じるにあたって、極めて厳格に法的基礎を尊重した」のである。<sup>(28)</sup>なぜならば、単なる儲け願望は、社会的諸関係、さらには市民財産状況を危険にさらす恐れがあったからであり、そのため、合法的な手続きによる規定がなされる必要があったのである。このことは、他方で、この法的不正義が広範囲に渡って徹底的に行なわれた原因ともなっていた。<sup>(29)</sup>

アーリア化は、第三帝国の国策として強制的に遂行されたのではなく、政治的、社会的過程として、何百万ものドイツ人の直接間接の関与があってはじめて可能となった。<sup>(30)</sup>それには莫大な処理時間と労力が費やされ、専門知識・才能が動員され、さらに一般市民の中から必要な協力者が探し出される必要があった。このため、アーリア化について次のようにいう研究者もいる：「それら〔アーリア化の遂行〕にかかる時間や労力は、人間の単なる移送と絶滅であるホロコーストよりも、はるかに大きかった。結局のところ、アーリア化で問題となったのは有価物であって、その存続を隠蔽する必要があったのに対し、他方、絶滅収容所においては、人間をただ消すだけでよかったのだから。」<sup>(31)</sup>

第三帝国におけるユダヤ人迫害の重要な一面であった「経済の脱ユダヤ化」とアーリア化

は、ドイツのユダヤ人の運命とともに、ドイツ経済社会に大きな変化をもたらした事象であったにもかかわらず、これまでドイツ現代史研究において独立したテーマとして論じられることは、ほとんどなかった。ひとつの理由は、圧倒的なホロコーストの現実の前に、絶滅政策以外の政策がすべて絶滅政策に収斂するものとして考察されるか、あるいは付随的・周辺的に取り扱われる傾向があったためである。いまひとつの実際的な理由は、この問題に関する史料の一部が、長い間利用できなかつたためである。しかし、はたしてそれだけであろうか。

#### 4.1. 「行為者」「傍観者」「犠牲者」

H・ヴェルツァーは、第三帝国のユダヤ人迫害、とくにアーリア化という局面における「行為者 Täter、傍観者 Zuschauer、犠牲者 Opfer のあいだの相互作用の構造」<sup>(32)</sup>に、我われの注意を向けている。行為者とは、ゴールドハーゲンによると、「故意にユダヤ人の大量殺害に関わったすべての者」<sup>(33)</sup>である。これを、広くユダヤ人の迫害や殺害という行為をなしたか否かという観点からみると、行為者と対照をなしているのは傍観者である。一般的には、行為者は犠牲者に向き合っており、その両者を傍らで観ているのが傍観者である。だが、ヴェルツァーの紹介する次のような事例においては、この三者の関係はどうなるだろうか。

それは、ベルリン大改造（新帝国首都「ゲルマニア」建設）計画の遂行過程で起こった。ヒトラーのイニシアティブによって1937/38年に始動したこの首都改造計画では、多くの家屋が取り壊されることになり、大量の住人の立ち退き問題が発生した。そのため、代替住居約1万3000戸が必要となったが、建設資金調達のためが立たない。そこで建設総監アルベルト・シュペーアは、4万戸の「ユダヤ人住居」を対象としてユダヤ人の強制的賃貸契約打ちに着手し、これによって立ち退かされたユダヤ人たちは、「ユダヤ人集合家屋」に移されるか、強制移送に回されることになった。これと並行して、立ち退き地区在住のドイツ人「取り壊し対

象家屋賃借人 Abrißmieter」には「賃借資格証明書 Mietberechtigungsschein」が発行された。この資格証明書を持ったドイツ人が気に入った物件を見つけ、家主に証明書を提示すると、家主はこのドイツ人と直ちに新たな賃貸契約を結ぶことになっていた。その際、入居先を探しているドイツ人とユダヤ人住人が顔を合わせることがあったという。つまり、このドイツ人は、家主に「賃貸資格証明書」を提示することによって、ユダヤ人賃借人の住居の明け渡しを要求するとともに、ユダヤ人家族のその後の運命を決定したのである。のちに連合軍の空襲による住宅家屋の損害が激しくなると、ユダヤ人の家のドアには「ユダヤの星」の表示が義務づけられたという。事情を知る者にとっては、この印は、その住居が入手可能であることを意味していたのである。

行為者と傍観者と犠牲者との間のこの行動の構図においては、行為者と傍観者をもはや区別することはできない。「ここにおいては、上から下への行為の連鎖の過程で、人間の生死に関する決定が、行政上の機能の中でもなく、また命令・遂行関係の枠組みの中でもないところで下された。ごく普通のドイツ人が、自らの決定によって隣人を強制移送措置にゆだねたのである。」<sup>(34)</sup>これと類似したものとしては、オーストリアにおいて、とくにウィーン市の住居問題<sup>(35)</sup>の解決のために反ユダヤ主義が動員され、1938年3月の合邦直後から、ユダヤ人住人の強制的な排除と追放が、意図的・政策的に行なわれたことが知られている。<sup>(36)</sup>

#### 4.2. 「犠牲者」の消滅

ゲンシュェルのいう「まだ比較的文明の灯りの見えていた『普通の』状況下」において、普通のドイツの行動を顕著に特徴づけていたのは、同胞市民 Mitbürger であるユダヤ人住民に対する無関心であった。アーリア化の局面においては、「傍観者」であると同時に実質的には「行為者」でもあった彼らが、「犠牲者」に最も近いところにいた。にもかかわらず、「犠牲者」は「傍観者」の視界から消え失せている。そし

て「犠牲者」は、現在でも人びとの記憶から消滅しているのである。76才の元教師マルタ・シュタッハは、女学校時代に体験したユダヤ人迫害について、次のように回想している：

「そうだねえ、わたしらのところにはユダヤ人は少ししかいなかったんだよ。閉店になったお店、あれからどうなったか、ガス室で何が起こったのか、何も知らないねえ。そう、ユダヤ人はごくごくわずかしかいなかったんだよ。結局のところ、そんなに目立ってはいなかった。ショックだったのは、あのクリスタルナハトさ。で、わたしらの学校では、あのあと突然、ラビ〔ユダヤ共同体の指導者〕の娘が学校に来なくなったんだよ。でもその子は、女学校でわたしが知っていたたった一人のユダヤ人だった。だから／それで、あの子もなんとか移住できたのかもしれないね。実際、うまく移住できた人も何人かいたからね。あの子が捕まってしまったのか、移住したのか、わたしらにはわからなかった。個人的にお付き合いしていたわけじゃないからね。6才年長で、ほかのクラスだったから、わたしは知らなかったし、そうじゃなかったら／それで、あの子もわたしのことを知らなかったんじゃないかね。」<sup>(37)</sup>

ヴェルツァーは、この証言においては、「ユダヤ人のいない」周囲の世界が、所与の事実として知覚されていると指摘する。（「結局のところ、そんなに目立ってはいなかった。」）しかも注目すべきは、話の中でユダヤ人の数がだんだんと減っていることである。最初「少し」だったのが、「ごくごくわずか」、「たった一人」という具合に。そして、この「たった一人」のユダヤ人についても、この老婆は、最後には「知らなかった」というのである。ヴェルツァーはいう：「この一節は、当事者でなかった人間〔傍観者〕の視界から、ユダヤ人住民が消滅するプロセスを凝縮した形で描き出している。そして最後には、もはや誰も知らず、人びとはいずこへともなく消え失せてしまったのだ。この凝縮は〔犠牲者の〕排除と最終的な絶滅と

を、内容的にはないが構造的に、驚くべき方法で描写している。消滅の痕跡は、語りの構造の中に残っているのである。」<sup>(38)</sup>

## 5. 「犠牲者」と「被害者」

ドイツのほとんどの町や村では、毎年11月9日に、多くはかつてジナゴーフがあった場所（たいてい記念碑が建っている）で、ホロコーストの犠牲者の追悼集会が開かれ、ドイツ人たちが犠牲者に黙祷を捧げる姿が見られる。

だが、こうした追悼集会では、しばしばなおざりにされている、もしくは黙殺されている事実がある。つまり、殺されたユダヤ人たちは漠然とした「ナチズムと戦争の犠牲者」ではなかったということだ。彼らは、実際に手を下した最終的な「行為者」によって殺害される前に、まず、「傍観者」であり「行為者」でもあった隣人としての多くの普通のドイツ人の犠牲になったのである、彼らの視界から消されることによって。ふたたびヴェルツァーの言葉を借りよう：「犠牲者たちはまず、行政的見地のみではなく、社会的にも、多数派社会から排除された状態に置かれる必要があった。そうしてはじめて、最終的に犠牲者たちの絶滅ということが起こり得たのである。」<sup>(39)</sup>

アリア化、とくにユダヤ人住民の強制移送とそれがもたらす「戦利品としての家財 Beute-möbel」の公認競売（当時、隠語で「3行動 Aktion 3」、「M行動 Aktion M」と呼ばれていた）に関する未公刊史料集を公したドレーセンは、ドイツでにおける恒例の追悼集会について、次のようにいう：「需要は満たされているようである。ドイツの記憶文化 Erinnerungskultur はうまく組織されている……『当事者たち』は集い、そして『追悼を捧げる』、それもできるだけ『静かに』。「殺害されたユダヤ人たちは、彼らが『暴力の犠牲者』あるいは『ナチズムの不法』の犠牲者とされている限り、二度と再び戻って来ないのだ。こうした方法〔追悼集会のセレモニー〕によって、『暴力の犠牲者』『ナチズムの不法の犠牲者』たちは、絶

えず新たに、ますます熱心に呼び出される。彼らが我われの犠牲者であるという秘密の知識から、我われを免れさせてくれるために。」<sup>(40)</sup>

「我われの犠牲者」である以上、我われは「加害者」であり、犠牲者は「被害者」である。アーリア化に関する史料が長い間閲覧を許されなかったのは、傍観者であり加害者でもあった普通のドイツ人が、被害者であるユダヤ人とじかに向き合わざるをえない事象だったからではないか。つまりこの問題が、普通のドイツ人の過去と現在を結ぶ「日常」に関わる事柄だったからではないだろうか。だからこそ、「ホロコーストの犠牲者」は追悼できても、アーリア化の受益者として、被害者であるユダヤ人を直視できないのだ。<sup>(41)</sup>

「犠牲者の消滅」は、東部戦線における凄惨な「非日常的」殺戮現場と、戦前の「まだ比較的文明の明かりの見えていた『普通の』状況」を結ぶものである。「犠牲者の消滅」によって、傍観者・行為者としての役割が免じられる。そして、「我われの犠牲者」という言葉の消滅によって、「加害者」の姿も曖昧になる。自然災害でも「犠牲者」が生じるからだ。

「ホロコースト Holocaust」という言葉も、「被害者」というよりも、むしろ「犠牲者」を想起させる。この言葉は、もともとヘブライ語の“olah”<sup>はんさい</sup>（燔祭）および“kalil”（全的犠牲）のギリシャ語訳“holocaustoma”に由来し、「全焼の生贄」を意味する。元来、宗教・文化用語であったものが、1950年代末から、とりわけ60年代に入って、ナチズムによるヨーロッパ・ユダヤ人の殺害を指す言葉として使われるようになった。そのため、「言葉による〔事実の〕隠蔽」であるとか、「不適切であるのみならず、不快である」という研究者もいる。<sup>(42)</sup> もっとも、「ホロコースト」の過去を建国の柱とするイスラエル国家にしてみれば、具体的な個々の「被害者」よりも、漠然とした「犠牲者」を想起させる言葉の方が、實際上都合がいいのかもしれないが、<sup>(43)</sup> 言葉の問題については、これ以上触れないでおくことにする。

むしろ私が問題にしたいのは、ナチズムの犯

罪、第三帝国の過去といえ、直ちに「ホロコースト」が連想され、この自動的ともいえる連想の過程で、「被害者」ではなく「犠牲者」が想起されることである。この無意識的な連想の回路——それが形成・維持されてきた社会的、政治的背景ならびに歴史的経緯についての検討は、別の機会にゆずりたい——が、普通のドイツ人を「傍観者」にし、また彼らに一種の免責意識を生み出してきた（いる）のではないだろうか。

## 6. おわりに：過去のイメージと歴史の研究

英語に「時の翁 Father Time」という言葉がある。片方の手に砂時計を、もう片方の手には大鎌を持った老人で、「時」を擬人化したものだ。まるで、あらかじめ定められた時が来れば、あらゆるものは「時の翁」によって非情にも刈り取られてしまい、地上の無数の出来事・人間の諸活動は、全ての価値を剥奪され、手の届かない時間と忘却の彼方へ消え去ってしまうかのようだ。

過去を作り替えたり、無かったことにしたりすることはできない。しかし、過去は時間の経過とともに、ただ堆積物のように積み重なり、どこか手の届かない場所で凍結しているわけでは決してない。今を生きる我われが現在の諸問題に目を向け、より望ましい未来を志向すれば、我われによって働きかけられた過去は現在の一部になり、過去はその姿・像を変える。と同時に、我われ自身も変わるのである。歴史学とは、未来に適した過去の像を現在に構築する学問である。よりよい過去の像（イメージ）を求めて悪戦苦闘する、終わりのない探究である。刻々と移り変わる世界の動きの中で、我われはその時々々にふさわしい過去の像を模索し、構築し、これを携えて未来へ足を踏み入れる。

「今この瞬間を大切に生きて生きる」といういい方がある。だからといって、そう心がける人が、一日を刹那的に生きているわけではなからう。現在の自分や周囲の社会に関心と興味をもつ以上、未来へのまなざしも鋭く、深くなる。



逆に、現在に関心がない人は、未来にも関心がないだろう。未来を志向する以上、現在に関心をもたざるを得ないのである。そして現在に興味・関心をもつということは、過去に働きかけることを意味する。なぜなら、現在の諸問題はすべて過去の歴史の流れの中から生じているからである。

「学問と社会の接点」ということで、ドイツ現代史の暗部である「クリスタルナハトとホロコースト」を題材に論じてきた。「普通のドイツ人」の責任をいろいろな角度から検討してきたが、何もドイツ人が生まれつき特別に残忍であったとか、野蛮であったとかいうのではない。学問的に探究されるべきは、普通のドイツ人たちをそのようにさせたドイツの社会とその構造であり、それを形成した歴史の積み重ねである。ユダヤ人は紛れもなく「加害者」であるドイツ人の「被害者」であった。この事実をふまえた上で、ドイツ人を「加害者」にしたドイツの社会や経済、政治、文化などの分析を、歴史的・歴史学的に進めていく必要があるのである。

そうした中で、「比較の視点」をもつことが大切であることを、最後に指摘しておきたい。たとえば、あの当時、ユダヤ人の財産に群がった普通のドイツ人たちは、公認競売には「合法性 Legalität」があると信じていた。「秩序正しく」行動し、「大ドイツ国」のそのときどきの法律と規則に従ったという意味において。現在なお、アリア化をめぐる裁判や補償の問題が紛糾するのは、ひとつはこのためであろう。(44)とはいえ、自分たちの行為に「正当性 Legitimität」があると心から信じていた普通のドイツ人は、案外、少なかったのではないだろうか。

「まだ比較的文明の灯りの見えている『普通の』状況」で、「合法性」と「正当性」の狭間に生きる普通の人間である以上、現在の我われにも、「加害者」になり「被害者」になる、あるいはなっている可能性は十分にあるのである。

## 註記

- (1) Obst, Dieter (1991), *“Reichskristallnacht”. Ursachen und Verlauf des antisemitischen Pogroms vom November 1938*, Verlag Peter Lang, Frankfurt/M., p. 1. Anm.1. なお歴史学では通常「(ユダヤ人)ポグロム Pogrom, Judenpogrom」という用語が用いられる。「ポグロム」はもともと「雷雨、荒廃」を意味するロシア語で、とくにユダヤ人に対する集団的な襲撃を意味する。
- (2) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. November 1938. (RGBl. I, p. 1580)
- (3) Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens vom 3. Dezember 1938. (RGBl. I, p. 1709)
- (4) Genschel, Helmut (1966), *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich*, Musterschmidt-Verlag, Göttingen, p. 13.
- (5) Reuband, Karl-Heinz (2000), Gerüchte und Kenntnisse vom Holocaust in der deutschen Gesellschaft vor Ende des Krieges. Eine Bestandsaufnahme auf der Basis von Bevölkerungsumfragen. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung* 9, Campus Verlag, Frankfurt/M., p. 222.
- (6) Mommsen, Hans (1983), Die Realisierung des Utopischen. Die “Endlösung der Judenfrage” im “Dritten Reich”. in: *Geschichte und Gesellschaft* 9, pp. 381-420.
- (7) Kulka, Otto (1985), Die deutsche Geschichtsschreibung über den Nationalsozialismus und die “Endlösung”. in: *Historische Zeitschrift* 240, p. 629.
- (8) Peukert, Detlev (1982), *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter Nationalsozialismus*, Bund-Verlag, Köln. 木村靖二／山本秀行訳 (1991)『ナチス・ドイツ——ある近代の社会史——』三元社。
- (9) Goldhagen, Daniel J. (1996), *Hitlers willige Vollstrecker. Ganz gewöhnliche Deutsche und der Holocaust*, Siedler Verlag, Berlin.
- (10) 以上は、「ドイツ語版への序文」と「序章」(*Ibid.*, pp. 5-41.) の要約。この部分で著者は、自らのテーゼ・方法論を簡潔明快に論じている。邦訳は以下を参照：増谷英樹編 (1997)「ゴールドヘー

- ゲン論争——ホロコーストとドイツ人をめぐる問題——」『研究報告』(東京外国語大学海外事情研究所) 118。
- (11) 大石紀一郎 (1997) 「ゴールドハーゲン論争と現代ドイツの政治文化——挑発、演出、そして〈歴史〉と〈記憶〉の闘いについて——」『ドイツ研究』24, 86-88頁。
- (12) Wippermann, Wolfgang (1997), *Wessen Schuld. Vom Historikerstreit zur Goldhagenkontroverse*, Elefant Press Verlag, Berlin, p. 104. 邦訳: 増谷英樹ほか訳 (1999) 『ドイツ戦争責任論争——ドイツ「再」統一とナチズムの「過去」——』未来社、176頁。
- (13) *Ibid.*, p. 115. 邦訳 192頁。
- (14) *Ibid.*, pp. 92, 116. 邦訳 156, 194頁。
- (15) Goldhagen, *op. cit.*, p. 20.
- (16) *Ibid.*, pp. 38-39.
- (17) *Ibid.*, p. 38.
- (18) *Ibid.*, pp. 31-32.
- (19) *Ibid.*, p. 20.
- (20) 栗原優 (1998) 「最近のホロコースト研究——ゴールドハーゲンと西岡について——」『歴史評論』577, 77頁。
- (21) Wippermann, *op. cit.*, p. 98. 邦訳 167頁。
- (22) Goldhagen, *op. cit.*, pp. 29-30.
- (23) *Ibid.*, p. 37.
- (24) *Ibid.*, pp. 29-30.
- (25) 芝健介 (1982) 『『第三帝国』初期のユダヤ人移送政策——パレスティナへの移送問題を中心として——』『國學院大學紀要』20: 160-222頁。
- (26) Elfte Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 25. November 1941. (RGBl, I, p. 722). in: Walk, Joseph (ed.) (1981), *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien-Inhalt und Bedeutung*, C. F. Müller Juristischer Verlag, Heidelberg/Karlsruhe, Dok. 272/p. 357. この規定は、1943年7月1日付「国家公民法第一三政令」第2条において、「ユダヤ人の死後、その財産は国家に帰属する」と改められた。*Ibid.*, Dok. 491/p. 399.
- (27) Dreßen, Wolfgang (1998), *Betrifft: "Aktion 3". Deutsche verwerten jüdische Nachbarn. Dokumente zur Arisierung*, Aufbau-Verlag, Berlin, p. 9.
- (28) *Ibid.*, p. 7.
- (29) *Ibid.*, pp. 7, 15.
- (30) Bajohr, Frank (2000), "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis*, Campus Verlag, Hamburg, p. 17.
- (31) Wojak, Irmtrud/Hayes, Peter, Einleitung. in: Fritz Bauer Institut (ed.) (2000), *ibid.*, p. 8.
- (32) Welzer, Harald (2000), Vorhanden/Nicht-Vorhanden. Über die Latenz der Dinge. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *ibid.*, p. 300.
- (33) Goldhagen, *op. cit.*, p. 201.
- (34) Welzer, *op. cit.*, pp. 300-303.
- (35) Fischer-Dieskau (1938), Probleme der österreichischen Wohnungswirtschaft. in: *Die deutsche Volkswirtschaft*, 12. Jg. Nr. 33, pp. 1587-1589. によると、オーストリアでは10万戸から20万戸の住宅が不足しており、さらに毎年約3万戸の住宅需要が加わるという。次も参照: 小沢弘明 (1995) 「ウィーン労働者の住体験と労働者文化——『最暗黒のウィーン』から『赤いウィーン』へ——」小沢/佐伯/相馬/土屋訳『労働者文化と労働運動——ヨーロッパの歴史的体験——』木鐸社、151-202頁。
- (36) Botz, Gerhald (1975), *Wohnungspolitik und Judendeportation in Wien 1938 bis 1945. Zur Funktion des Antisemitismus als Ersatz nationalsozialistischer Sozialpolitik*, Geyer-Edition, Wien/Salzburg.
- (37) Welzer, *op. cit.*, pp. 303-304.
- (38) *Ibid.*, p. 304.
- (39) *Ibid.*, pp. 294-295.
- (40) Dreßen, *op. cit.*, pp. 7, 10.
- (41) これはちょうど、我が国で従軍慰安婦の問題がことさら忌避されるのと似ている。その行為が過去の「非日常」ではなく、現在の「日常」と重なり合っているためである。
- (42) Wyrwa, Ulrich (1999), "Holocaust". Notizen zur Begriffsgeschichte. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung*, 8, Campus Verlag, Frankfurt/M., pp. 300, 307.
- (43) たとえば以下を参照: Finkelstein, Norman (2000), *Die Holocaust-Industrie. Wie das Leiden der Juden ausgebeutet wird*, Piper Verlag, München.
- (44) Dreßen, *op. cit.*, p. 8.